

残留農薬基準がないものは、どのように規制されるのか



残留農薬基準が設定されていないものはどうやって規制するの。



そうですね、平成18年5月28日までは、残留農薬基準が設定されていた250農薬のみ、流通の規制を受けていました。しかし、平成18年5月29日からは、新たに「ポジティブリスト制度」が導入され、残留農薬基準が設定されていない農薬等が一定量（一律基準=0.01ppm）を超えて残留する食品の流通が禁止されることになりました。



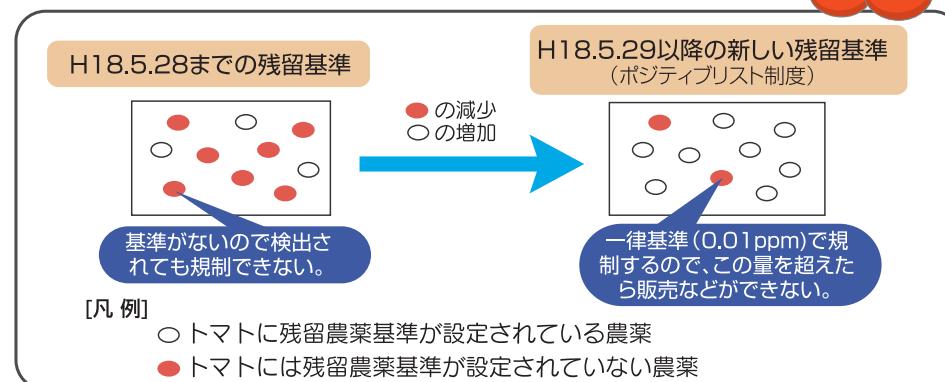
でも、国際的に食用農作物に使用されている農薬って、700以上もあるんでしょ。それが全て、一律基準(0.01ppm)で規制されるの。



いいえ、そうではありません。詳しく説明すると、ポジティブリスト制度の導入により、従来の基準や国際基準などがあるものは、その基準を踏まえて、残留基準（暫定基準を含む）が設定されました。それ以外で、残留基準のない農薬が一律基準で規制されます。

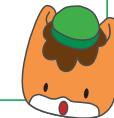
ポジティブリスト制度のイメージ

■ 例えば、トマトでは……



ということは、平成18年5月29日以降は、今まで基準のなかった農薬も新たに規制されるということでいいのね。

そうです。5月29日以降に流通する全ての食品に残留する農薬について規制がされるのです。



■ 生産者も大変なんだヨ

「使用基準を守って残留農薬への注意が必要だし、農薬に直接触れる生産者は、農薬散布の時の防護装備も重要なんだよ。昔は急性毒性の強い農薬があって、農家の人が農薬中毒になったという話がよくあったよ。でも今は、そういう毒性の強いものは少なくなったし、きちんと防護装備をすれば事故はおこらなくなっているんだ。」



用語解説

- 一律基準…人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量のこと。0.01ppm。
- 暫定基準…国際基準、農薬取締法に基づく登録保留基準、欧米の基準等を踏まえて設定された暫定的な基準のこと。

(附録 p.67)